相互理解と意思疎通に関する行動計画に基づく条例の推進（報告）

資料２

・2021年３月「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」**（略称：相互理解と意思疎通に関する条例）**を制定し、同年4月から施行
・条例で示す内容を総合的かつ計画的に推進していくために、条例に基づく行動計画である**「相互理解と意思疎通に関する行動計画」**を条例に合わせ、同年4月から施行

１　市が目指す方向性

（１） 目指す姿

- **相互理解のもと配慮が自然にできる市民、事業者、市役所**
- **意思疎通に格差がない地域社会**

（２） 推進のポイント

- **人材育成の取組の推進**
- **市民と共に取り組む施策の推進**
- **ICTの活用による効果的な情報戦略**

（３） 指標

対象	指標	現状	目指す方向
障がい者	意思疎通に困る機会がある障がい者の割合	34.0%	↘
外国人	日本人との交流について、ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｷﾞｬｯﾌﾟを感じる割合	新設	↘
高齢者	認知症の人を理解し、協力している市民の割合	9.2%	↗
子ども	「子どもの権利」が尊重されていると感じる人の割合	40.4%	↗

２　計画期間

行動計画の計画期間は2021(令和３)年度から2026(令和8)年度までとし、計画期間の前期終了時に計画の見直し、計画期間満了時にはその成果の確認を行うものとする。

2021年４月１日	2021(令和３)年度～ 2023(令和5)年度		2024(令和6)年度～ 2026(令和8)年度	
条例施行・行動計画開始	前期	中間見直し	後期	成果確認

３　行動計画の推進体制

条例の範囲は広く、関連する事業は多岐にわたるため、行動計画は事業を体系的に示すこととし、具体的な事業の推進・評価については各行政計画と連携を図っていく。
達成度を示す指標についても、行動計画の項目と各行政計画との整合性を図りつつ確認する。

行動計画の計画的な推進

障がい者	外国人	高齢者	子ども
障がい者ライフサポートプラン	国際化推進計画	高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	子ども総合計画 教育行政計画

※ 全庁的な取組については、事務改善委員会において協議し、推進体制は関係６課を中心に計画を進めていく。

４　事業の展開

条例の理念を具現化していくためには、市民と共に一体となって、まちぐるみで行動計画に取り組む必要がある。

行動計画（６５事業）の中で、早期着手、重点的に行う事業（８事業）

（１）全市的に取り組むための事業

事業名	
1	条例の啓発資料の作成・情報発信
2	児童・生徒に対する理解啓発（福祉実践教室等の実施）
3	市民・事業者向け体験講座等の実施
4	市民・事業者向けガイドラインの検討

（２）新しい市役所の形を示す事業

事業名	
5	職員の要配慮者への理解促進・学習会等の実施
6	意思疎通に関するガイドラインの運用・見直し
7	配慮のある窓口、分かりやすい文書・様式の推進
8	効果的なＩＣＴの活用・検討（ＡＩチャットボット等）

５　取組状況

（１）条例の啓発資料の作成・情報発信　**事業　１**（2021年６月末時点）
・ポスター　（作成　３７０部　配布済　３９１部）※再利用含む
・パンフレット（作成　１万部　配布済　５７０８部）
・とよたNOW「特集」による啓発動画（６分動画）HP掲載
特別啓発
豊田市福祉センター１階（社会福祉協議会）
○令和３年６月１日～令和３年９月１５日

（２）職員の要配慮者への理解促進・学習会等の実施　**事業　５**
・職員向けEラーニングの実施（行政改革推進課・障がい福祉課）
○実施期間　令和３年６月１日～令和３年６月１６日
・朝礼における手話の実施（障がい福祉課）
○実施期間　令和３年６月１日～令和３年７月２日

（３）児童・生徒に対する理解啓発　**事業　２**
特色のある学校づくり事業において浄水小学校３年生と連携
○実施期間　令和３年７月７日、９日、１４日、１６日
○授業内容　聴覚障がい者、視覚障がい者、高齢者、外国人等当事者から直接話を聞き、手話等体験する取組

手話で授業を受ける児童（浄水小）